

輪島塗復興協議会規約

令和7年1月1日制定

(名称)

第1条 この協議会は、輪島塗復興協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、輪島塗復興を目的とする

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 輪島塗復興に関する事業
- 二 企業や金融機関との連携事業
- 三 輪島塗関係者に対し公平に利益享受を行える事業
- 四 輪島塗発展に関わる事業
- 五 各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる役員をもって組織する。

理事長 大工 治彦 (有限会社 蔦屋漆器店)
理事 浦出 真由 (ヌシヤ株式会社)
理事 中島 悠 (中島忠平漆器店)
理事 水尻 直子 (Maison Mizushiri)

2 協議会が認めた場合、会員を追加する。

会員 中室 耕二郎 (輪島屋善二、輪島漆器商工業協同組合理事)
会員 坂口 彰緒 (坂口漆器店、輪島漆器商工業協同組合理事)
会員 津田 眞一郎 (輪島塗の津田、輪島漆器商工業協同組合理事)
会員 田谷 昂大 (株式会社 TAYA-SHIKKITEN)
事務局 (事務責任者) 竹原 淳
事務局 (経理担当者) 小林 将 (株式会社 シーラ)

(事務所)

第5条 協議会は、事務所を石川県輪島市河井町 3-103 に置き事務局とする。

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 理事長 1名
- 二 理事 3名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 理事長、監事及び理事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 理事長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した者に、その職務を代理させる。

3 理事は、協議会の事業及び会計を監査し、理事の3分の2以上の同意により会計を執行する。

4 決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

2 補欠等による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

2 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

3 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、理事長が行う。

3 通常総会は理事長が招集し、毎月度1回以上開催する。

4 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

一 規約の変更に関する事

二 解散に関する事

三 事業計画及び収支予算に関する事

四 事業報告及び収支決算に関する事

五 役員を選任及び解任に関する事

六 長期借入金に関する事、連帯保証に関しては理事で選任する

七 解散における残余財産の帰属に関する事

八 その他協議会の運営に関する重要事項に関する事

(事業執行)

第 14 条 協議会の事業執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める次の規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 その他総会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 15 条 協議会は、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員の名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 議会毎の議事録を事務局で管理
- 五 その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第 16 条 協議会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、翌年 12 月 31 日に終わる。

(資金)

第 17 条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- 一 事業に伴う収入
- 二 補助金、助成金、募金の類
- 三 その他の収入（借入等）

(資金の取扱い)

第 18 条 協議会の資金の取扱方法は、事務処理規程及び会計処理規程で定める。

(経費支弁の方法等)

第 19 条 協議会の事業に要する経費は、第 17 条の資金をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 20 条 事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 21 条 理事長は、事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、その監査を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支計算書

2 役員は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に報告するとともに、理事長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 22 条 協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会において3分の2以上の同意による決議があったとき。
 - 二 協議会の目的が達成不可能となったとき。
- 2 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得て行う。

三 協議会が解散した場合の地位の承継

3 解散後に必要な手続きを行わせるため、解散前に、あらかじめ、解散後に協議会の事務を引き継ぐ者を理事の中から指名する。この指名は理事会の決議をもって行うものとする。

(細則)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、理事長が別に定める。

(別途協議)

第 24 条 この規約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、役員が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 本協議会の設立初年度の事業年度については、第 16 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和7年12月31日までとする。